

事 務 連 絡
令和6年10月31日

都道府県民生主管部局 御中

こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣依頼について（第11回・12月分）

標記については、令和6年1月10日付け事務連絡「令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について」のほか、令和6年9月30日付け事務連絡「令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について（第10回・11月分）」等において、各地方公共団体、関係団体や社会福祉法人等に対して、社会福祉施設間での介護職員等のマッチング・派遣等の協力を依頼したところです。

これまで、被災地の社会福祉施設や1.5次避難所等に対して、累計3千名近い介護職員等の派遣を行っております。

改めて、介護職員等の応援派遣に関してご理解・ご協力いただいた各地方公共団体、関係団体や社会福祉法人等の施設、職員の皆様に厚く御礼申し上げます。

本年12月以降も引き続き、被災地の社会福祉施設や福祉避難所での要配慮者へのケアのため、介護職員等のニーズが当面の間生じることから、11月末までの派遣について、既に多大なるご協力をいただいている中ではありますが、極めて厳しい被災地の状況を踏まえると、12月以降も広域的な応援態勢を継続していく必要があるため、12月1日から同月31日までに派遣が可能な介護職員等につきましてご登録いただきますようお願いいたします。

なお、9月分以降の介護職員等の派遣に係るマッチング等の業務につきましては、全国社会福祉協議会から石川県社会福祉協議会に引き継いでおります。

お送りいただいた情報は、石川県及び石川県社会福祉協議会との間で共有させていただくとともに、派遣元施設等へは、石川県社会福祉協議会からご連絡いたしますことをご了承いただきますようお願いいたします。

派遣が可能な介護職員等につきましては、従前どおり「【高齢者関係施設用】派遣職員登録票」、「【児童・母子関係施設用】派遣職員登録票」、「【障害児・者関係施設用】派遣職員登録票」、「【生活保護・女性支援関係施設用】派遣職

員登録票」に記入いただき、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課（syahuku-chousa@mhlw.go.jp）あてメールにて、ご送付をお願いいたします。

また、福祉基盤課あてにメールを送付する際は、石川県健康福祉部厚生政策課（fukushijinzei@pref.ishikawa.lg.jp）もあて先に含めていただきますようお願いいたします。

登録様式においては、施設・事業所が別紙2を入力すれば、自動的に別紙1に内容が反映されます。集計方法の関係上、都道府県におかれましては、様式の集約は不要です。施設・事業所等から登録された様式について、そのまままとめてメールにて、お送りいただきますようお願いいたします。

本件登録表の提出にあたっては、施設職員の個人名や個人の連絡先等について、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課及び石川県健康福祉部厚生政策課へ直接ご登録いただくものではなく、この間発出している第1回から第10回までの事務連絡の取扱いに準じて、都道府県経由でご登録いただく施設職員に係る情報である旨を社会福祉法人等に周知いただきますようお願い申し上げます。

職員派遣に要する経費については、令和6年4月15日付け事務連絡「令和6年能登半島地震の発生に伴う福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る災害救助法に基づく救助に要した費用の請求の取り扱いについて」においてお知らせしているところですが、今後の経費の請求の方法につきましては別途ご連絡いたします。

○ 提出〆切（第11回）

令和6年11月11日（月）10時まで

※〆切を待たずに随時ご登録ください。

第10回・11月分も随時受け付けております。

また、〆切後も適宜追加分をご登録いただけますと幸いです。

○ 調査結果の登録のあて先

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課施設係・指導係

syahuku-chousa@mhlw.go.jp

（代表） 03-5253-1111（内線 2864）

（ダイヤルイン） 03-3595-2616

（FAX） 03-3591-9898

○ 調査結果を報告する際に含めていただくあて先

石川県健康福祉部厚生政策課福祉人材・サービスグループ

fukushijinzei@pref.ishikawa.lg.jp

（ダイヤルイン） 076-225-1419

（FAX） 076-225-1409